（備考）

① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 申請書の写し（別紙を含む）及び施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付する。

④ 「施行規則第17条第1項第3号の確認（施行規則第18条第7項又は第8項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には、本申請と併せて施行規則第17条第4項に定める書類を添付する。また、施行規則第18条第7項又は第8項に定める変更をし、当該変更後の確認を受けていない場合には、本申請と併せて同条第9項の規定により読み替えられた前条第4項に定める書類を添付する。

（別紙）

先代事業者の特定個人事業資産等について

先代事業者の贈与年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券				(1) 円	(10) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(2) 円	(11) 円
	現に自ら使用していないもの			(3) 円	(12) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	販売することを目的として有するもの			(4) 円	(13) 円
	販売することを目的としないで有するもの			(5) 円	(14) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	販売することを目的として有するもの			(6) 円	(15) 円
	販売することを目的としないで有するもの			(7) 円	(16) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(8) 円	(17) 円
	先代事業者及び特別関係者（施行規則第1条第25項に掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(9) 円	(18) 円

特定個人事業資産の帳簿価額の合計額	(19)=(1)+(3)+(5)+(7)+(8)+(9) 円	特定個人事業資産の運用収入の合計額	(21)=(10)+(12)+(14)+(16)+(17)+(18) 円
資産の帳簿価額の総額	(20) 円	総収入金額	(22) 円
特定個人事業資産の	(23)=(19)/(20)	特定個人事業資産	(24)=(21)/(22)